

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和 59 年以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ.昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が判明していないもの……………再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達価額

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの……………取得原価

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

対象なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	5 年～50 年(建物付属設備含む)
工作物	3 年～60 年
物品	2 年～20 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。

③ ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引を除きます。)

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

当年度末の要支給額に相当する金額から退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内及び1件あたりのリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

.....通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②上記以外のリース取引

.....通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1)会計処理、手続の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他重要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結 割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
全体会計(一般会計等の下記特別会計を含める)			
国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
農業集落排水事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
簡易水道事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	-
連結会計(全体会計の下記団体を含める)			
沖縄県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	0.07%
沖縄県介護保険広域連合	広域連合	比例連結	0.27%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	0.02%
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	0.22%
南部広域行政組合	一部事務組合	比例連結	0.04%
南部広域市町村圏事務組合	一部事務組合	比例連結	0.30%
比謝川行政事務組合(消防通信指令)	一部事務組合	比例連結	0.01%

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑤ 割合は構成団体の負担金合計額等に対するものです。財務書類上は各事業の負担割合等により按分しています。

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	8.3 %
将来負担比率	— %

⑦利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

なし

⑧繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計	25,819 千円
簡易水道事業特別会計	30,993 千円

⑨過年度修正等に関する事項

なし

(2)貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②減債基金に係る積立不足額

なし

③基金借入金(繰替運用)

なし

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア.一般会計等に係る地方債の現在高	833,335 千円
イ.債務負担行為に基づく支出予定額	— 千円
ウ.一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	141,966 千円
エ.組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	— 千円
オ.退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
カ.設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	— 千円
キ.連結実質赤字額	— 千円
ク.組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
ケ.地方債の償還額等に充当可能な基金	620,607 千円
コ.地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	— 千円
サ.地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	633,244 千円

⑤地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
なし

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額
なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等	112,924 千円
全体会計	103,442 千円
連結会計	107,111 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	1,184,562 千円	1,080,374 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	— 千円	— 千円
繰越金に伴う差額	△111,987 千円	— 千円
資金収支計算書(一般会計等)	1,072,575 千円	1,080,374 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としています。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	133,443 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	133,732 千円
未収債権、未払債務等(増減)	1,992 千円
賞与引当金(増減額)	△674 千円
退職手当引当金(増減額)	— 千円
徴収不能引当金(増減額)	△61 千円
その他(臨時損失)強制評価減	△1,196 千円
減価償却費	△320,385 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△53,149 千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	168,040 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	164,032 千円
未収債権、未払債務等(増減)	3,073 千円
賞与引当金(増減額)	△632 千円
退職手当引当金(増減額)	— 千円
徴収不能引当金(増減額)	107 千円
その他(臨時損失)強制評価減	△1,196 千円
減価償却費	△392,617 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△59,193 千円

④一時借入金

一般会計

一時借入金の限度額	600,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

国民健康保険事業特別会計

一時借入金の限度額	15,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

農業集落排水事業特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

簡易水道事業特別会計

一時借入金の限度額	50,000 千円
一時借入金に係る利子額	— 千円

後期高齢者医療特別会

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

⑤重要な非資金取引

なし

(6)連結対象団体に係る事項

①一部事務組合・広域連合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

②地方三公社は、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体へ全部連結を行います
が、特定できない場合は、出資割合に応じて比例連結を行っています。

③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

④地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑤表示単位未満の金額は四捨五入しているため、合計金額に齟齬が生じる場合があります。